

電気供給約款 新旧対比表（2018年2月5日実施分）の変更および削除部分一覧

2018年2月5日 京都生活協同組合

掲載頁	旧（2016年12月27日実施）	新（2018年2月5日実施）
p7. 19 延滞利息	2ヶ月連続して料金の支払い不履行が発生し、その翌月の生協が指定する清算期限までに現金による滞納金の清算を完了しなかった場合、生協はこの清算期限の翌日を起算日とし、その日から完済日まで年利12%の割合（年365日の日割計算）による遅延損害金を請求する場合があります。	2ヶ月連続して料金の支払い不履行が発生し、その翌月の生協が指定する清算期限までに現金による滞納金の清算を完了しなかった場合、生協はこの清算期限の翌日を起算日とし、その日から完済日まで年利14%の割合（年365日の日割計算）による遅延損害金を請求する場合があります。